

令和 8 年度

安宅林国有林松くい虫防除事業（樹幹注入）

閱 覧 図 書

添付書類

1. 入札者注意書
2. 契約書(案)
 - (1) 事業内訳書
 - (2) 作業仕様書総則
 - (3) 作業仕様書等
 - (4) 事業位置図等
3. 契約情報の公表

石川森林管理署

（素材生産及び造林事業）

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - （1）入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - （9）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 - 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
 - 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
 - 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。
その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 - 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 - 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 - 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 - 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(案)

松くい虫防除事業（樹幹注入）請負契約書

- 1 事業名 安宅林国有林松くい虫防除事業（樹幹注入）
- 2 事業場所 石川県小松市 安宅林国有林（別紙図面のとおり）
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和9年2月26日まで
- 5 請負金額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也）
〔注〕（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引 渡 予 定 月 日

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 使用材料は書面により報告し、必ず監督職員の確認を受けること。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年10月16日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 石川県金沢市朝霧台2丁目21番地
分任支出負担行為担当官
石川森林管理署長 飛 鳥 井 幸 彦 印

請負者 住 所

氏 名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- (表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

事業内訳書

森林事務所	作業種	事業期間	国有林・林小班		記番	数量(事業量)		摘要	
小松	樹幹注入 (松くい虫防除)	契約締結日の翌日から 令和9年2月26日まで	安宅林	69	い	1	32	本 詳細については、別紙 「樹幹注入対象木・処理 明細一覧表」のとおり	
					ろ2	2	148		
					は2	3	333		
				70	い1	4	19		
					は	5	31		
					に	6	7		
					ほ	7	1		
					へ	8	3		
					る2	9	2		
					る3	10	5		
					わ	11	2		
					71	い	12		3
						ろ2	13		1
				ろ3		14	7		
				は		15	3		
				へ		16	2		
				と		17	1		
				ち		18	2		
				わ		19	5		
				よ1	20	10			
				よ2	21	6			
合 計						623本			

樹幹注入対象木・処理明細一覧表

安宅林国有林69ろ2林小班

薬剤名:

対 象 木			薬 剤 使 用 量							備考	
通し番号	No.テープ 番号	胸高 直径 (cm)	アンプル本数・薬剤数量(ml)						注入孔数 (加圧注入用機材を使 用した場合)		薬剤使用量を 変更した理由
			予 定		実 行		差 引				
			本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)			
1	オレンジC14	34									
2	オレンジC15	36									
3	オレンジC16	30									
4	オレンジC17	34									
5	オレンジC18	32									
6	オレンジC19	32									
7	オレンジC20	42									
8	オレンジC21	30									
9	オレンジC22	46									
10	オレンジC23	36									
11	オレンジC24	30									
12	オレンジC25	46									
13	オレンジC26	32									
14	オレンジC27	30									
15	オレンジC28	30									
16	オレンジC29	36									
17	オレンジC30	36									
18	オレンジC31	30									
19	オレンジC32	30									
20	オレンジC33	30									
21	オレンジC34	36									
22	オレンジC35	40									
23	オレンジC36	38									
24	オレンジC37	34									
25	オレンジC38	32									
26	オレンジC39	32									
27	オレンジC40	32									
28	オレンジC41	32									
29	オレンジC42	32									
30	オレンジC43	34									
31	オレンジC44	30									
32	オレンジC45	32									
33	オレンジC46	30									
34	オレンジC47	34									
35	オレンジC48	36									
36	オレンジC49	36									
37	オレンジC50	30									
38	オレンジC51	32									
39	オレンジC52	30									
40	オレンジC53	32									
41	オレンジC54	32									
42	オレンジC55	36									
43	オレンジC56	30									
44	オレンジC57	32									
45	オレンジC58	36									
46	オレンジC59	40									
47	オレンジC60	34									
48	オレンジC61	34									
49	オレンジC62	34									
50	オレンジC63	30									

樹幹注入対象木・処理明細一覧表

安宅林国有林69ろ2林小班

薬剤名:

対 象 木			薬 剤 使 用 量							備考	
通し番号	No.テープ 番号	胸高 直径 (cm)	アンブル本数・薬剤数量(ml)						注入孔数 (加圧注入用機材を使 用した場合)		薬剤使用量を 変更した理由
			予 定		実 行		差 引				
			本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)			
101	オレンジC178	34									
102	オレンジC179	42									
103	オレンジC180	30									
104	オレンジC181	32									
105	オレンジC182	30									
106	オレンジC183	30									
107	オレンジC184	36									
108	オレンジC185	30									
109	オレンジC186	30									
110	オレンジC187	30									
111	オレンジC188	38									
112	オレンジC189	34									
113	オレンジC190	30									
114	オレンジC191	32									
115	オレンジC192	30									
116	オレンジC193	30									
117	オレンジC194	34									
118	オレンジC195	38									
119	オレンジC196	32									
120	オレンジC197	32									
121	オレンジC198	30									
122	オレンジC199	34									
123	オレンジC200	36									
124	オレンジC201	32									
125	オレンジC202	38									
126	オレンジC203	36									
127	オレンジC204	42									
128	オレンジC205	36									
129	オレンジC206	30									
130	オレンジC207	30									
131	オレンジC208	32									
132	オレンジC209	34									
133	オレンジC210	30									
134	オレンジC211	30									
135	オレンジC212	30									
136	オレンジC213	38									
137	オレンジC214	34									
138	オレンジC215	30									
139	オレンジC216	30									
140	オレンジC217	32									
141	オレンジC218	32									
142	オレンジC219	34									
143	オレンジC220	30									
144	オレンジC221	30									
145	オレンジC222	30									
146	オレンジC223	34									
147	オレンジC224	30									
148	オレンジC225	38									

樹幹注入対象木・処理明細一覧表

安宅林国有林70に林小班

薬剤名：

対 象 木			薬 剤 使 用 量							備 考	
通し番号	No.テープ 番号	胸高 直径 (cm)	アンプル本数・薬剤数量 (ml)						注 入 孔 数 (加圧注入用機材を使 用した場合)		薬剤使用量を 変更した理由
			予 定		実 行		差 引				
			本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)			
1	オレンジC141	30									
2	オレンジC142	30									
3	オレンジC143	30									
4	オレンジC144	30									
5	オレンジC145	30									
6	オレンジC146	32									
7	オレンジC147	36									

樹幹注入対象木・処理明細一覧表

安宅林国有林70ほ林小班

薬剤名：

対 象 木			薬 剤 使 用 量								備 考
通し番号	No.テープ 番号	胸高 直径 (cm)	アンプル本数・薬剤数量(ml)						注入孔数 (加圧注入用機材を使用した場合)	薬剤使用量を 変更した理由	
			予 定		実 行		差 引				
			本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)			
1	黄G383	32									

樹幹注入対象木・処理明細一覧表

安宅林国有林70へ林小班

薬剤名：

対 象 木			薬 剤 使 用 量								備 考
通し 番号	No.テープ 番号	胸高 直径 (cm)	アンプル本数・薬剤数量 (ml)						注入孔数 (加圧注入用機材を使用した場合)	薬剤使用量を変更した理由	
			予 定		実 行		差 引				
			本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)			
1	黄G380	36									
2	黄G381	30									
3	黄G382	30									

樹幹注入対象木・処理明細一覧表

安宅林国有林70る2林小班

薬剤名：

対 象 木			薬 剤 使 用 量								備 考
通し番号	No.テープ 番号	胸高 直径 (cm)	アンプル本数・薬剤数量(ml)						注入孔数 (加圧注入用機材を使用した場合)	薬剤使用量を変更した理由	
			予 定		実 行		差 引				
			本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)			
1	黄G397	30									
2	黄G398	30									

樹幹注入対象木・処理明細一覧表

安宅林国有林70わ林小班

薬剤名：

対 象 木			薬 剤 使 用 量								備 考
通し番号	No.テープ 番号	胸高 直径 (cm)	アンプル本数・薬剤数量(ml)						注 入 孔 数 (加圧注入用機材を使 用した場合)	薬剤使用量を 変更した理由	
			予 定		実 行		差 引				
			本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)			
1	黄G384	40									
2	黄G388	38									

樹幹注入対象木・処理明細一覧表

安宅林国有林71い林小班

薬剤名：

対 象 木			薬 剤 使 用 量								備 考
通し番号	No.テープ 番号	胸高 直径 (cm)	アンプル本数・薬剤数量 (ml)						注入孔数 (加圧注入用機材を使 用した場合)	薬剤使用量を 変更した理由	
			予 定		実 行		差 引				
			本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)			
1	オレンジC135	32									
2	オレンジC136	32									
3	オレンジC137	30									

樹幹注入対象木・処理明細一覧表

安宅林国有林71ろ2林小班

薬剤名：

対 象 木			薬 剤 使 用 量								備 考
通し番号	No.テープ 番号	胸高 直径 (cm)	アンプル本数・薬剤数量(ml)						注入孔数 (加圧注入用機材を使 用した場合)	薬剤使用量を 変更した理由	
			予 定		実 行		差 引				
			本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)			
1	オレンジC117	44									

樹幹注入対象木・処理明細一覧表

安宅林国有林71は林小班

薬剤名：

対 象 木			薬 剤 使 用 量								備 考
通し番号	No.テープ 番号	胸高 直径 (cm)	アンプル本数・薬剤数量 (ml)						注 入 孔 数 (加圧注入用機材を使 用した場合)	薬剤使用量を 変更した理由	
			予 定		実 行		差 引				
			本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)			
1	オレンジC138	46									
2	オレンジC139	44									
3	オレンジC140	36									

樹幹注入対象木・処理明細一覧表

安宅林国有林71へ林小班

薬剤名：

対 象 木			薬 剤 使 用 量							備 考	
通し番号	No.テープ 番号	胸高 直径 (cm)	アンプル本数・薬剤数量(ml)						注入孔数 (加圧注入用機材を使 用した場合)		薬剤使用量を 変更した理由
			予 定		実 行		差 引				
			本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)			
1	オレンジC133	42									
2	オレンジC134	32									

樹幹注入対象木・処理明細一覧表

安宅林国有林71と林小班

薬剤名：

対 象 木			薬 剤 使 用 量								備 考
通し番号	No.テープ 番号	胸高 直径 (cm)	アンプル本数・薬剤数量(ml)						注入孔数 (加圧注入用機材を使 用した場合)	薬剤使用量を 変更した理由	
			予 定		実 行		差 引				
			本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)			
1	オレンジC127	32									

樹幹注入対象木・処理明細一覧表

安宅林国有林71ち林小班

薬剤名：

対 象 木			薬 剤 使 用 量								備 考
通し番号	No.テープ 番号	胸高 直径 (cm)	アンプル本数・薬剤数量(ml)						注入孔数 (加圧注入用機材を使用した場合)	薬剤使用量を 変更した理由	
			予 定		実 行		差 引				
			本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)			
1	オレンジC125	42									
2	オレンジC126	36									

樹幹注入対象木・処理明細一覧表

安宅林国有林71わ林小班

薬剤名：

対 象 木			薬 剤 使 用 量								備 考
通し番号	No.テープ 番号	胸高 直径 (cm)	アンプル本数・薬剤数量(ml)						注入孔数 (加圧注入用機材を使用した場合)	薬剤使用量を 変更した理由	
			予 定		実 行		差 引				
			本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)	本数	数量 (ml)			
1	オレンジC128	32									
2	オレンジC129	30									
3	オレンジC130	30									
4	オレンジC131	30									
5	オレンジC132	32									

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 設計図書に基づき調達した材料の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 3 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 4 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の上休を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 5 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

樹幹注入仕様書

- 1 注入対象木の標示を十分確認すること。
- 2 注入薬剤の使用に当たっては、その散布方法、使用量等について、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 3 注入に当たっては、あらかじめ監督職員に連絡し、立会を求めること。なお、監督職員の立会がなかった場合は注入後速やかに監督職員に届け出て、注入の確認を受けること。

樹幹注入作業特記仕様書

(対象木)

- 1 対象木は、青色標識テープ(一線巻)及びナンバーテープにより表示している。
- 2 対象木であっても、マツ材線虫病の罹患が懸念される場合、又は樹勢が衰えている場合、穿孔したときに樹脂の漏出異常が認められる場合は注入処理を中止し、監督職員の指示を受けること。

(注入作業)

- 3 薬剤の使用に当たっては、その使用方法、使用量等について、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し、安全かつ適正な使用に努めるとともに、使用する薬剤の注入作業手順書等に基づき、適正なドリル(穿孔)の直径、穿孔位置、深さや角度等を確認のうえ適切に施工すること。特に穿孔深さの不足による薬液漏れ等が発生しないように注意すること。
- 4 乙は作業員の施工技術の向上を図るため、樹幹注入作業の着手までに、樹木医、松保護士又は使用する薬剤メーカーの技術者などの専門家を講師とした施工技術講習会を、現地において従事する作業員全員を対象に実施すること。
- 5 注入対象木が標準的かつ正常なマツである場合、薬剤量は基本使用量とする。また、対象木の状態(老齢木又は太枝の折損又は腐れ又は薬剤が浸透しないおそれのある場合)によって使用量を調整する必要があるものは、事前に監督職員の確認を受け適切に使用量を増減すること。
- 6 乙は樹幹注入作業に着手するまでに、樹幹注入対象木・処理明細一覧表に前項で算出した予定使用量を記載し、監督職員の確認を受けること。
- 7 樹皮表皮のうち、瘤や陥没した箇所には注入孔の穿孔をしないこと。
- 8 薬剤注入後は、注入孔を被覆材等により確実に塞ぐこと。
- 9 薬剤注入施工木には、注入年度、月日、薬剤数量、薬剤名等を明確に記入したラベルを、地上 30cm 付近の高さに取り付けること。なお、ラベルは景観に配慮した色とし、ラベルの記入に当たっては、退色の少ない筆記具を使用すること。
- 10 作業は原則として晴天時の日中に行い、降雨、強風時や降雨直後は実施しないこと。
- 11 加圧注入用機材を使用する場合は、当該機材の取扱説明書等に従い、適切に使用すること。また、加圧注入用機材を使用して複数アンプルを一度に注入した際は、注入孔数を樹幹注入対象木・処理明細一覧表に記載すること。
- 12 薬剤注入後は、薬剤容器等を速やかに撤収し、環境に影響が出ないように産業廃棄物として適切に廃棄処分すること。また、その処理を証明する書類(マニフェスト等)を提出すること。
- 13 薬剤注入後は、青色標識テープを回収すること。
- 14 施工の都度、樹幹注入対象木・処理明細一覧表に必要事項を記入すること。

また、事業日報には作業日ごとに薬剤の使用量及び処理数量（本数）を記入すること。これらの書類は、監督職員から提示を求められたときは遅滞なく提示するとともに、事業終了後に作業記録報告書（別紙様式1）の添付書類として甲に提出すること。

- 15 薬剤の注入作業中は露出部を少なくするため、保安帽、手袋、マスク等の保護具を着用すること。また、薬剤が皮膚についた場合や作業終了時は石けんでよく洗浄すること。

（その他）

- 16 作業の実施に当たり、法令許可等が必要な場合は、所定の手続きを行ったうえで実施すること。
- 17 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。
- 18 樹幹注入を施工したマツについては、今後、樹体内の薬液濃度検査を実施することがある。

樹幹注入薬剤購入仕様書

1 購入薬剤

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 農薬の用途 | 松くい虫樹幹注入剤 |
| (2) 人畜毒性 | 普通物 |
| (3) 適用病虫害名 | マツノザイセンチュウ |
| (4) 適用木名 | マツ生立木 |
| (5) 薬剤数量 | 注入対象数量から算出した数量であること。 |
| (6) 薬効期間 | 6 年以上 |

2 注入対象数量（対象マツ生立木本数） 623 本

3 注意事項

- (1) 上記の品質・特性を有し、農薬登録済みの薬剤を購入すること。
- (2) 薬剤は別紙様式 2 「使用材料承認願」を提出し、監督職員の確認、承認を受けてから使用すること。
- (3) 納品書（写）を監督職員に提出すること。
- (4) 薬剤の輸送にあたっては、容器の破損等に留意し適切に取り扱うこと。
- (5) その他必要事項については監督職員の指示によること。

別紙様式 1 (監督職員経由)

分任支出負担行為担当官
石川森林管理署長 飛鳥井幸彦 殿

令和 年 月 日

報告者 住所
氏名

作 業 記 録 報 告 書

令和 年 月 日に契約締結した安宅林国有林松くい虫防除事業（樹幹注入）について、作業を完了したので下記のとおり報告します。

- 1 契約に定める駆除作業の内容（樹幹注入）
- 2 作業記録

作 業 の 内 容	実施したもの	実施期間	実施場所	実施数量	駆除実施者	摘 要
樹幹注入						

- (注) 1 実施した全作業について○印を付し、それぞれの欄に記入する。
- 2 駆除実施者欄は報告者以外が行った場合のみ記入する。
- 3 実施した全作業のそれぞれの記録写真を添付する。
- 4 摘要欄には、監督職員が一部又は全部立会いした年月日等、参考事項を記入する。

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者 住所

氏名

使用材料承認願

令和 年 月 日付けで請負契約を締結した安宅林国有林松くい虫防除事業(樹幹注入)について、下記材料を使用しますので承認願います。

記

[illegible]

事業名： 安宅林国有林松くい虫防除事業（樹幹注入）

石川森林管理署

作業種	国有林	林小班		実行数量 (本数)	事業期間	林分条件		作業条件				
						傾斜	植生量	作業手段	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	人員輸送起点	備考
樹幹注入	安宅林	69	い	32本	契約締結日の翌日から 令和9年2月26日まで	易	易	人力・機械併用	7.2	16	小松市役所	
			ろ2	148本								
			は2	333本								
		70	い1	19本					7.2	14		
			は	31本					9.0	18		
			に	7本								
			ほ	1本					7.2	14		
			へ	3本								
			る2	2本								
			る3	5本								
			わ	2本								
		71	い	3本					9.0	18		
			ろ2	1本					9.6	20		
			ろ3	7本								
			は	3本					9.0	18		
			へ	2本					9.6	20		
			と	1本					9.0	18		
			ち	2本					9.6	20		
			わ	5本					9.0	18		
			よ1	10本					9.6	20		
			よ2	6本								
計				623本								